

料金表（令和6年4月改定）

前年度1月当たりの平均利用延べ人員数が750名以内の「通常規模型」で算定。

【通常規模型通所介護】			保険分自己負担額概算（円）		
※ 5級地 1単位10.45円			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	370	386	773	1159
	要介護2	423	442	884	1326
	要介護3	479	500	1001	1501
	要介護4	533	556	1113	1670
	要介護5	588	614	1228	1843
4時間以上 5時間未満	要介護1	388	405	810	1216
	要介護2	444	463	927	1391
	要介護3	502	524	1049	1573
	要介護4	560	585	1170	1755
	要介護5	617	644	1289	1934
5時間以上 6時間未満	要介護1	570	595	1191	1786
	要介護2	673	703	1406	2109
	要介護3	777	811	1623	2435
	要介護4	880	919	1839	2758
	要介護5	984	1028	2056	3084
6時間以上 7時間未満	要介護1	584	610	1220	1830
	要介護2	689	720	1440	2160
	要介護3	796	831	1663	2495
	要介護4	901	941	1883	2824
	要介護5	1008	1053	2106	3160
7時間以上 8時間未満	要介護1	658	687	1375	2062
	要介護2	777	811	1623	2435
	要介護3	900	940	1881	2821
	要介護4	1023	1069	2138	3207
	要介護5	1148	1199	2399	3598
要支援1	週1回程度/月	1798	1878	3757	5636
	月4回まで/回	436	455	911	1366
要支援2	週2回程度/月	3621	3783	7567	11351
	月8回まで/回	447	467	934	1401

各種加算等は含まれていません。

- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中断した場合で（1時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとします。介護保険最新情報Vol.952より
- ※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所サービス計画上の単位数を算定致します。
- ※ 悪天候により送迎に遅れが発生し、計画上の提供時間よりもやむを得ず短くなった場合には、計画上の単位数を算定します。令和6年度介護報酬改定に関する審議報告
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

◇ 該当者のみ算定される加算・減算		単位数
【要介護】		
入浴介助加算（Ⅰ）	研修を実施し、人員設備を有し入浴介助を行った場合	40
入浴介助加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え個別入浴計画に基づき入浴介助を行った場合	55
中重度者ケア体制加算	体制要件を満たす場合 1日につき	45
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	※体制及び人員要件を満たし、ご利用者に対し機能訓練を行った場合 1日につき（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロを算定	56
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ		76
個別機能訓練加算（Ⅱ）	厚生労働省『LIFE』に情報提出とフィードバックを受け立案実施。	20/月
生活機能向上連携加算（ⅠⅡ）	外部医療機関などの専門職から助言を受け機能訓練実施の場合	100.200/月
若年性認知症受入加算	要件を満たし若年性認知症利用者に対しサービスを提供した場合	60

認知症加算	体制要件を満たす場合 1日につき	60
口腔機能向上加算（Ⅰ）	看護師等を配置し口腔機能改善計画を作成して実施した場合	150
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）に加え『LIFE』情報提供 6か月に1回を限度（Ⅰ）との併算不可	160
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	6月ごとに口腔栄養状態を調査しケアマネジャーに報告した場合	20
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算に上乗せする場合	5
栄養改善加算	管理栄養士が栄養計画を立てて定期的に評価している場合	200/回
栄養アセスメント加算	管理栄養士がアセスメントを実施し、情報提供などを行った場合	50/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	ADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合 1月につき （Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	30/月
ADL維持等加算（Ⅱ）		60/月
送迎減算	事業所が送迎を行わなかった場合	-47/回
◇ 事業所の体制によって算定される加算		
い ず れ か	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護福祉士70%又は10年以上の介護福祉士が20%以上配置	22
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士50%以上配置されていること	18
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 介護福祉士40%以上又は勤続7年以上が30%以上	6
（新）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）		6.4～9.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算		1.1%
介護職特定処遇改善加算		（Ⅰ）1.2% （Ⅱ）1.0%
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）		2.3%～5.9%
科学的介護推進体制加算	『LIFE』への情報提供とフィードバックを活用している場合	40/月
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1.0% 該当なし
BCP未策定減算		-1.0% 該当なし
【要支援】		単位数
送迎減算	事業所が送迎を行わなかった場合	-47
生活機能向上グループ活動加算	生活機能向上のために計画的にグループ活動を行った場合	100/月
生活機能向上連携加算Ⅰ	3か月に1回を限度	100単位
生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位
若年性認知症者受入加算	若年性認知症利用者へのサービス提供を行った場合	240/月
口腔機能向上加算（Ⅰ）		150/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）		160/月
栄養アセスメント加算	基準のもと栄養状態のアセスメントを行った場合	50/月
一体的サービス提供加算		480/月
栄養改善加算		200/月
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	6月ごとに口腔栄養状態を調査しケアマネジャーに報告した場合	20/回
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算に上乗せする場合	5/回
科学的介護推進体制加算		40/月
（新）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）		6.4～9.2%
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）		2.3～5.9%
介護職員等特定処遇改善加算		（Ⅰ）1.2% （Ⅱ）1%
介護職員等ベースアップ等支援加算		1.1%
高齢者虐待防止未実施減算	要支援1 -18単位/月 要支援2 -36単位	該当なし
BCP未策定減算	要支援1 -18単位/月 要支援2 -36単位	該当なし

い ず れ か	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護福祉士70%以上又は10年以上の介護福祉士が20%以上配置されていること	要支援1	88
		要支援2	176
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士50%以上配置されていること	要支援1	72
		要支援2	144
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 介護福祉士40%以上又は勤続7年以上が30%以上	要支援1	24
		要支援2	48

※サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年5月31日で終了。

※介護職員等処遇改善加算は令和6年6月1日より改定。

【機能訓練指導員による機能訓練の実施時間】

常勤機能訓練指導員9：00～16：00

非常勤の機能訓練指導員 9：30～16：00

機能訓練指導員の勤務状況によって実施時間・個別機能訓練加算の算定が変更になる場合があります。

介護職員が機能訓練指導員の補助を行う場合があります。

※ 個別機能訓練加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が利用者の居宅を訪問したうえで、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている場合に算定します。

※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

その他の費用について 介護保険対象外

送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	50円／km
キャンセル料	前日までにご連絡があった場合	不要
	以下の場合にキャンセル料が発生します ・前日までにご連絡がなかった場合 (体調不良等正当な事由があると判断される場合は、この限りではありません。)	1,500円 (一部負担金＋食事費相当)
デイサービスセット	初回 連絡帳 連絡袋	400円
	連絡帳 追加	200円
	連絡袋 破損交換等	200円
食事費	昼食食材料費	525円
	食事提供費（調理費）	220円
	10時喫茶（ドリンクバー）	100円
	15時おやつ ※必要の有無を選んでいただく事が出来ます。	65円
特別な食事	季節の行事等に合わせた特別な食事の提供。	実費負担
オムツ代 持ち込み可能	尿取りパッド	100円
	紙オムツ・紙パンツ	150円
洗濯代	衣類等の洗濯を行った場合	200円
行事参加費	行事等に参加した場合の実費。 ※企画内容と費用は事前に予定表等でお知らせします。参加の有無を選ぶことが出来ます。	実費
手芸・クラブ活動・教材費	ご利用者の希望により、手工芸 教材を使用した活動等に参加した場合の実費。	実費
理髪代	理髪店出張による理髪サービス	実費
複写物の交付	サービス提供についての記録を閲覧することが出来ますが、複写物を必要とする場合	20円／枚
文書発行・手続き手数料	法令上、義務化されているもの以外の各種文書発行、各種行政手続等代行手数料、領収証の再発行	1,000円／件
日常生活用品 持ち込み可能	日常生活用品は、持ち込んでいただいて結構です。希望により提供した場合、次の通り費用をご負担いただきます。	
	髭剃り 消耗品	50円／回
	マスク	50円

利用者の希望により、物品購入の費用を事業所が立て替えた場合は、領収書添付の上 利用料と併せてご請求させていただく場合があります。